

令和7年度 農業基盤情報基礎調査電子化業務

特 別 仕 様 書

北陸農政局農村振興部設計課

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」第1章総則（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

本業務は、「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（最終改正 平成28年4月1日付け27農振第2134号 農林水産事務次官通知）第2－1－(1)に基づき、別途、農林水産省北陸農政局（以下「発注者」という。）が実施する令和6年度の土地改良事業実施状況等の調査結果である各種調査票及び関係図面等を電子化するものであり、発注者が所有する「※1 整備状況把握ツール」、「※2 ArcMap（Ver10.8.x）」で利用が可能となるよう電子データの入力等を行うものである。

※1：「整備状況把握ツール」は、「農業基盤情報基礎調査」の結果をとりまとめるため、農林水産省農村振興局整備部設計課が開発したソフト。

農業農村整備事業等の事業費、事業量などの諸元情報、農業水利施設の構造などの諸元情報、農地の地目、区画の規模などの属性情報についてツールに入力を行いデータベース化を行う。また、事業を実施した土地改良施設、基盤整備を行った農地の位置情報を把握するため、GIS機能により位置情報の入力・更新を行う。

※2：「ArcMap（Ver10.8.x）」は、米国ESRI社から開発・販売されている世界標準のGISソフトで一般市販されている。（日本ではESRI ジャパン(株)が総販売代理店）パソコンのデスクトップ上で空間データの画像表現、分析、編集、処理、管理などを行うことができる。

第1－3条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画））、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャ（農業土木）、農業農村地理情報システム技士、空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を有する者であること。

第1－4条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

第1－5条（技術者情報の確認）

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成にあたっては、受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第1－6条（保険の加入）

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2－1条（作業条件）

本業務は、別途貸与する「基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領」及びその他資料によるものとする。

また、「整備状況把握ツール」のインストール環境は、昨年度調査用の「整備状況把握ツール」に基づき以下のとおりとする。

<ハードウェア環境>

- ・CPU：クロック数2.2GHz 以上、Intel Core、Duo、Xeon (SSE2 以上)と同等のプロセッサ
- ・ディスプレイ解像度：SXGA (1280×1024) 以上（フォントサイズが96DPIの場合）
- ・メモリ：2GB 以上
- ・ディスク容量：2.0GB 以上の空き容量(推奨)
- ・光学ドライブ：CD・DVD ドライブ必須
- ・ビデオ/グラフィックアダプタ：24 ビット対応のグラフィックアクセラレータ OpenGL2.0 以上、または互換性のあるビデオカード ビデオメモリ：128MB(必須)、512MB(推奨)

<ソフトウェア環境>

- ・動作保証OS（基本ソフトウェア）：Windows 10 (64bit)
- ただし、全て最新のサービスパックを適用とする。

第2－2条（貸与資料）

本業務の実施に当たり、発注者から受注者に貸与する資料等は次のとおりとする。

項 目	数量
(1) 令和7年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領	1式
(2) 令和7年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 地方単独事業等実績調査票 地区調査 記入要領	1式
(3) 令和7年度 農業基盤情報基礎調査結果：各種調査票（紙）	1式
(4) 令和7年度 農業基盤情報基礎調査結果：関係図面等（紙）	1式
(5) 整備状況把握ツール(令和6年度までの調査実績及び関係図面)	1式
(6) 整備状況把握ツール 作業マニュアル（操作説明書）	1式
(7) 農地転用実績地図及び市街化区域編入実績地図	1式
(8) 令和6年度 農業基盤情報基礎調査電子化業務 業務報告書	1式

受注者は、本業務の実施に当たり貸与を受けた資料等について、その保管スペースを確保し、棄汚損のないようにするとともに、管理を徹底し紛失のないようにする。

また、業務完了後は、完了検査時に成果物と合わせ貸与資料を一括返納するものとする。

第3章 作業内容

第3－1条（業務概要）

(1) 業務の対象範囲

北陸農政局管内4県の各県全域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

(2) 対象事業

この業務は、次に掲げる事業を対象事業としている。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業（以下「地方単独事業」と

いう。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの

- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに株式会社日本政策金融公庫の融資により行う事業（以下「融資単独事業」という。）のうち農業生産基盤の整備を行うもの

- (3) 各種調査票（紙）及び関係図面（紙）の電子化は、貸与するツール及びArcMapを用いる。
貸与するツール一式には、令和5年度までの事業地区別等の調査実績データが包含されており、このデータをベースに令和6年度調査結果へ更新することとなる。

- (4) 令和6年度実績は、発注者が管内4県に別途委託等により把握した以下のものを貸与し、それを県単位で電子化する。

- ① 事業地区別実績調査票(国が行い又は補助する事業)
② 国が行い又は補助する事業に係る農地及び基幹水利施設の整備状況整理票、関係図面(計画平面図、工事図面、換地図等)
③ 地方単独事業等に係る農地の整備状況整理票、関係図面(工事図面、換地図等)

- (5) 上記(1)～(4)について入力したポリゴンデータを確認できるように印刷を行い、ファイルとして報告し、記入漏れ等があった場合は即時修正を行う。

- (6) 本業務の実施にあたっては次に示すとおり中間報告を行うものとする。

第3-2条 作業項目 2. 農地の整備状況の電子化、3. 基幹水利施設の整備状況図の電子化、4. 市街化区域除外実績地図の電子化については、整備状況把握ツール入力作業を、令和7年11月28日までにを行いデータを発注者へ提出するものとする。

第3-2条（作業項目、作業内容、作業数量）

作業項目	作業内容	作業数量
1. 作業準備	業務実施計画書(工程表を含む)の作成を行う。	1式
2. 農地の整備状況の電子化	国が行い又は補助する事業及び地方単独事業等に係る農地の整備状況について、別添「農地の整備状況整理票」及び関係図面(計画平面図、工事図面、換地図等)に基づき入力を行う。 なお、農地の整備状況を入力する際には、区画形状等が耕区単位で判断されている場合は、ほ区単位に図面・調査票を加筆修整した上で入力する。 ① 農地データ(ポリゴン)の入力 関係図面により農地の整備状況(区画形状等)の変更を判断し、ツールの農地データ(ポリゴン)の変更入力を行う。 なお、ツールで処理し難いケースはArcMapで処理する。 ② 農地属性の入力 「農地の整備状況整理票」により、上記①で変更した農地ポリゴンの属性データ(面積、区画形状等)の変更入力を行う(注意:属性データをツール以外で編集すると変更日時とデータの変更を示すフラグがたたず、後日変更箇所の確認ができないので属性の入力は必ずツールを使用すること)。 ③ 確認作業 入力したデータの確認を行う。	1式 【参考】 ・対象農地 1,350箇所程度 (過去5年のうち中庸3年の平均) ・周辺ポリゴン含む編集ポリゴン数 2,328箇所程度 (R6実績)

	【参考とする資料】 ・整備状況把握ツール作業マニュアル ・令和7年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領及び地方単独事業等実績調査票 地図調査 記入要領	
3. 基幹水利施設の整備状況の電子化	基幹水利施設の位置情報及び諸元情報の新規データ入力等を行う。 基幹水利施設の整備状況図（紙）に表示する基幹水利施設の整備状況について、「整備状況把握ツール」を用いて、同ツール内の地図データ（水利線シェープファイル[図形種別：ポリライン]、水利点シェープファイル[図形種別：ポイント]）に反映し、その区域内にあるポリライン、ポイントの属性データについて、基幹水利施設の整備状況図及び整理票（紙）に記載した内容に基づき、基本情報、建設年度、建設費、受益面積、用排水施設区分、施設規模、事業情報、その他等の入力を行う。	1式 【参考】 基幹水利施設の整備状況図(紙) ・14枚程度 (過去5年の中庸3年の平均)
4. 市街化区域除外実績地図の電子化	○市街化区域除外実績地図 ① 市街化区域除外実績地図（紙）について、整備状況把握ツールを用いて農地データ（ポリゴン）及び属性情報のデータ入力作業を行う。 ② 市街化区域除外実績地図（紙）に表示する市街化区域から除外された農地について、整備状況把握ツールを用いて同ツール内の地図データ（面的整備シェープファイル【図形種別：ポリゴン】）に反映し、その区域内にあるポリゴンの属性データについて、地目区分、農地整備状況区分（区画、農道、用水、排水）の区分番号が「18」のポリゴンをすべて、地目区分を農地（田、普通畑、牧草地、樹園地のいずれか）、農地整備状況区分（区画、農道、用水、排水）の区分番号に変更するとともに、事業年度に「2024」、事業地区に「999」と入力する。 【参考とする資料】 ・市街化区域除外実績地図	1式 【参考】 市街化区域除外実績地図 図（紙） ・2枚程度（2地区） ・内訳 区域面積 - a：0.7ha - b：0.5ha
5. 報告書の作成	作業項目の2、3及び4についての納品物に係る作業内容等を作業結果として取りまとめる。 なお、入力された調査結果の確認作業の実施及び発注者が確認できるように入力したポリゴンデータの一覧表、農地の整備状況、基幹水利施設の「位置図」、「諸元情報」を報告書として提出する。	1式

第3－3条（動作確認）

各県毎に電子化した令和6年度調査結果について、受注者は、「整備状況把握ツール」及び「ArcMap(Ver10.8.x)」上で動作確認を行い、発注者は、発注者が所有する「整備状況把握ツール」及び「ArcMap(Ver10.8.x)」上で動作確認を行うものとする。

なお、これらの動作確認において不備が生じた場合は、直ちに修正を行い、正常な動作確認が行われるまで修正を行うものとする。

第3－4条（作業実施の留意点）

本業務の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- （1）第2章の作業内容及び農政局が貸与する「整備状況把握ツール作業マニュアル（操作説明書）」等の関係資料を十分熟知した上で作業を行うものとする。
- （2）調査地図のツールの入力に伴い、不明点があった場合は発注者に連絡し、発注者の指示により対応するものとする。

第4章 打合せ

第4－1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

第5章 成果物

第5－1条（成果物）

本業務の成果物は次のものを提出しなければならない。

（1）業務の成果物

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。ただし、本業務は電子納品の対象外とする。

- ① 成果物の電子媒体（DVD-ROM又はCD-ROM）正副1部ずつ
- ② 成果物の出力 正副1部ずつ（市販のチューブファイル(5cm)に綴じる）

（2）成果物の提出先

成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎内 北陸農政局 農村振興部 設計課

第6章 その他事項

第6－1条（契約変更）

契約変更に係る発注者及び受注者の協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微なものについては、発注者と受注者が協議の上、変更を行わない場合がある。

- ① 特別仕様書第3－2条に示す「作業項目、作業内容、作業数量」に変更が生じた場合
- ② 特別仕様書第4－1条に示す「打合せ」の回数に変更が生じた場合

③ 特別仕様書第5－1条に示す業務の「成果物」に変更が生じた場合

第6－2条（環境負荷低減の取組）

（1）環境関係法令の遵守

本業務の実施に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律について遵守する。

（2）環境関係法令の遵守以外の取組

エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両、機械などの電気、燃料の使用状況の記録、保存や、不必要、非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

第7章 定めなき事項

第7－1条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。